

令和7年度答申第89号
令和8年3月5日

諮問番号 令和7年度諮問第141号及び第142号（いずれも令和8年1月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働保険料の認定決定等に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険料徴収法」という。）19条4項の規定に基づく令和4年度及び令和5年度の労働保険料の額の決定及び労働保険料徴収法21条1項の規定に基づく令和4年度及び令和5年度の納付すべき労働保険料の額に係る追徴金を徴収する決定並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）38条1項の規定により石綿救済法の定める一般拠出金について準用される労働保険料徴収法19条4項の規定に基づく令和5年度及び令和6年度の一般拠出金の額の決定（以下これらを併せて「本件各決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 定義

ア 労働保険料徴収法2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称すると規定している。

イ 労働保険料徴収法2条2項は、この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいうと規定している。

ウ 労働保険料徴収法2条4項は、この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいうと規定している。

(2) 保険関係の成立とその届出

ア 労働保険料徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立すると規定している（なお、労災保険法6条は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険料徴収法の定めるところによると規定している。）。

ここでいう「労働者」について、労災保険法及び労働保険料徴収法には「労働者」に係る定義規定はないが、労災保険法にいう「労働者」は労働基準法（昭和22年法律第49号）9条に規定する「労働者」と同一と解されている（最高裁判所平成8年11月28日第一小法廷判決（平成7年（行ツ）第65号）等参照）。そして、労働保険料徴収法が労災保険と雇用保険の適用徴収事務を一元的に処理するために制定されたという経緯を踏まえると（労働保険料徴収法1条及び2条1項参照）、労働保険料徴収法における「労働者」は労災保険法における「労働者」及び労働基準法9条における「労働者」と同一と解される。その上で、労働基準法9条において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいうと規定している。

イ 労働保険料徴収法4条は、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立すると規定している（なお、

同条2項は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険料徴収法の定めるところによると規定し、雇用保険法6条は、同条各号に掲げる者（1週間の所定労働時間が20時間未満である者など）については、この法律は適用しないと規定している。）。

ウ 労働保険料徴収法4条の2は、労働保険料徴収法3条及び4条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。

(3) 労働保険料の納付の手続等

ア 労働保険料徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため保険料を徴収すると規定し、同条2項は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、一般保険料その他とすると規定している。

イ 労働保険料徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とすると規定している。そして、上記の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいうとされ（同条2項）、上記の「一般保険料に係る保険料率」とは、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては労災保険率と雇用保険率とを加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては労災保険率とするとされている（労働保険料徴収法12条1項1号（令和6年法律第26号による改正前のもの）及び2号）。

ウ 労働保険料徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額（一般保険料については、その保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に当該事業についての上記イの「一般保険料に係る保険料率」を乗じて算定する（同項1号）。）その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならないと規定し、同条3項は、事業主は、納付した労働保険料がないときは労働保険料を、上記申告書に添えて、次の保険年度の6月1日から40日以内に納付しなければならないと規定している。

そして、労働保険料徴収法19条4項は、政府は、事業主が上記申告書を提出しないときは、労働保険料の額を決定し（以下政府が決定した労働保険料の額を「確定保険料」という。）、これを事業主に通知すると規定し、同条5項は、その通知を受けた事業主は、納付した労働保険料がないときは、政府の決定した確定保険料を、その通知を受けた日から15日以内に納付しなければならないと規定している。

エ 労働保険料徴収法21条1項本文は、政府は、事業主が労働保険料徴収法19条5項の規定による確定保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定し、労働保険料徴収法21条1項ただし書は、事業主が天災その他やむを得ない理由により、労働保険料徴収法19条5項の規定による確定保険料を納付しなければならなくなった場合は、この限りでないとして規定している。

オ 労働保険料徴収法41条1項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅すると規定している。

カ 石綿救済法38条1項は、労働保険料徴収法19条（1項2号及び3号並びに2項2号及び3号を除く。）、21条、21条の2、27条から30条まで、37条、41条から43条まで、45条の2及び附則12条の規定は、一般拠出金について準用すると規定している。

（4）事務の所轄

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「労働保険料徴収法施行規則」という。）1条1項1号は、労働保険料徴収法の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、還付金の還付に関する事務並びに同条2項及び3項に規定する事務を除き、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うと規定し、同条3項1号は、労働保険関係事務のうち、労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行うと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（1）審査請求人は、液化石油ガスの製造及び販売（卸売業・小売業）等を営む有限

会社である。

(履歴事項全部証明書、適用情報)

- (2) B (以下「本件被災労働者」という。)は、平成27年以降、審査請求人の業務に従事していたところ、業務上の事由により負傷し、審査請求人は、令和7年4月10日、C労働基準監督署(以下「本件労基署」という。)に対し、労災保険給付請求の手続きについて相談をした。これを受け、本件労基署が確認したところ、審査請求人については、平成27年4月1日付けで労働保険関係が成立していたものの、平成28年3月31日付けで廃止され、それ以降労働保険に未加入であることが判明した。本件労基署は、審査請求人に対し、労災保険給付請求をするためには、労働保険の成立手続が必要である旨説明をした。

(審査請求人との経過記録書、労働保険番号振出簿、適用情報)

- (3) 審査請求人は、令和7年4月11日、本件労基署に対して、保険関係成立届を提出し、本件労基署は、当該届出に係る保険関係成立日について、職権により、労働保険料等を徴収する権利についての時効の完成していない期間である令和4年4月1日まで遡及し、同日として取り扱うこととした。

(保険関係成立届)

- (4) 本件労基署は、令和7年4月22日、審査請求人が納付すべき令和4年度及び令和5年度確定保険料の額並びにこれらに係る追徴金の額と、令和5年度及び令和6年度一般拠出金の額を確定するため、算定基礎調査を実施した。この結果を受け、処分庁は、いずれも令和7年5月9日付けで、審査請求人に対し、労働保険料徴収法19条4項の規定に基づき確定保険料の額を令和4年度は61,051円及び令和5年度は79,137円とする各決定、労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき上記の確定保険料の額に係る追徴金として令和4年度は6,100円及び令和5年度は7,900円を徴収する各決定並びに石綿救済法38条1項の規定により準用される労働保険料徴収法19条4項の規定に基づき一般拠出金の額を令和5年度は86円及び令和6年度は88円とする各決定をした。

(算定基礎調査書・認定決定決議書、令和4年度確定保険料等認定決定通知書、令和5年度確定保険料等認定決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和7年7月24日、審査庁に対し、本件各決定のうち、令和4年度確定保険料の額の決定、当該確定保険料の額に係る追徴金を徴収する決定及び令和5年度一般拠出金の額の決定を不服として審査請求をした。

(令和7年7月23日付け審査請求書)

(6) 審査請求人は、令和7年8月14日、審査庁に対し、本件各決定のうち、令和5年度確定保険料の額の決定、当該確定保険料の額に係る追徴金を徴収する決定及び令和6年度一般拠出金の額の決定を不服として審査請求をした。

(令和7年8月12日付け審査請求書)

(7) 審査庁は、令和8年1月26日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和4年度に本件労基署に出向いた際、従業員が全員身内であるため、労働保険の加入は必要ないと言われた。

しかし、今回、身内の従業員が怪我をしたため本件労基署に連絡をしたところ、労働保険に未加入であるため加入が必要であり、その場合、2年遡る必要があると言われた。もし、令和4年度に本件労基署に出向いた際に、労働保険の加入が必要と言われていたら、労働保険料は納付している。それにもかかわらず、今回、やはり労働保険料の納付が必要であると言われ、さらに、審査請求人が手続を怠ったことを理由に、2年分の労働保険料及び追徴金の納付が必要と言われても到底納付できない。

したがって、本件各決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件労基署は、本件被災労働者が労災保険給付を受給するためには、審査請求人に労働保険の成立手続が必要であることの説明をし、本件各決定を行っている。事業主である審査請求人は、労働保険料徴収法19条1項により、保険年度ごとに確定した労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を定められた期限までに提出しなければならない、労働保険料徴収法施行規則38条4項により、労働保険料その他法の規定による徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によって行わなければならない。また、労働保険料徴収法19条1項に基づく申告について、未申告や誤申告が確認された場合は、処分庁は、算定基礎調査を行い、同条4項に基づき労働保険料等の認定決定をして、これを通知し、事業主は、労働保険料徴収法19条5項及び同法21条1項に基づき、労働保険料の不足額及び追徴金を納付することとなる。

- 2 審査請求人は、労働保険関係成立届が未提出であった理由として、令和4年度に本件労基署に出向いた際、従業員全員が身内であるため労働保険の加入の必要はないと言われ、そのままにしていた旨主張している。しかし、処分庁には当時の記録がなく、審査請求人の主張内容について確認ができないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

したがって、本件各決定には違法又は不当な点は認められない。よって、本件各審査請求には理由がないから棄却すべきである。

- 3 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各決定に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件各決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、処分庁が行った遡及的な保険関係の成立に伴う確定保険料、追徴金及び一般拠出金の納付に関する本件各決定が違法又は不当であったか否かが問題となっている。

- (2) まず、本件被災労働者の労働者性について、審査庁に照会したところ、審査請求人に対し口頭で労働者性がある旨を確認したとの回答があった（令和8年2月12日付けの審査庁の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）・記3の回答）。この点について、審査請求人から特段の反論はなく、審査関係人間に争いはないと認められる。また、一件記録を参照しても、労働者性を否定するに足る客観的証拠書類は見当たらない。

以上を踏まえると、本件被災労働者は、労働保険料徴収法及び労災保険法上の労働者に該当すると認めるのが相当である。

- (3) 次に、保険関係の成立について、審査庁に照会したところ、労働保険料徴収法41条1項の徴収金を徴収する権利を行使することができる時とは、徴収金の納期限を意味するから、上記の権利の時効期間は納期限の翌日から2年となり、確定保険料の納期限は、労働保険料徴収法19条3項の規定により、次の保険年度の6月1日を起算として40日以内（7月10日）とされているところ、令和7年4月11日（保険関係成立届受理日）の時点では、令和4年度確定保険料の納期限である令和5年7月10日の翌日

から2年を経過していないから、「認定決定の対象となる労働保険料等の年度について」（平成23年3月31日付け基労徴発0331第2号厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長通達）・記2（2）の取扱いに従い、令和4年4月1日を保険関係成立日としたとの回答があった（本件事務連絡・記4の回答）。

一件記録を参照しても、処分庁が職権により令和4年4月1日をもって保険関係成立日として取り扱ったことについて、上記の審査庁の判断を覆すに足る証拠書類は見当たらず、また、根拠法令及び通達に照らしても上記の判断につき違法又は不当とすべき点は認められない。

- (4) そこで、処分庁の決定した確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額が適正であるか検討する必要があるところ、本件各審査請求に係る諮問説明書及び審理員意見書においては、審査庁及び審理員がこれらを検討した形跡はうかがわれない。

このため審査庁に照会したところ、本件事務連絡・記5によれば、別紙のとおり確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額を算定した旨の回答があった。

当審査会において一件記録を確認し、当該回答と照らし合わせて検討した結果、算定の基礎となる賃金総額、保険料算定基礎額及び適用保険料率はいずれも根拠法令及び告示に基づき適正に算定されており、算定方法に誤りは認められない。

したがって、処分庁の決定した確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額は適正であると判断する。

- (5) 審査請求人は、令和4年度に本件労基署に出向いた際、労働保険の加入が必要である旨の説明を受けていれば、労働保険料は納付していたはずであるのに、今回改めて確認した際、労働保険の加入が必要であるとの説明を受け、審査請求人が手続を怠っていたことを理由として、2年分の確定保険料及び一般拠出金に加え、追徴金の納付まで求められたことについて、到底納得できないと主張する。

しかし、審査請求人の主張する令和4年当時のやり取りの存在やその具体的内容等について、一件記録を参照しても、これを裏付ける証拠書類は見当たらない。

加えて、未納付の労働保険料については、労働保険料徴収法41条1項の規定に基づき、時効が完成していない範囲で遡及して徴収され、未納付

の一般拠出金についても、石綿救済法38条1項の規定により労働保険料徴収法41条1項の規定が準用され、上記と同様に時効が完成していない範囲で遡及して徴収されるどころ、仮に審査請求人の主張するように令和4年当時に労働保険関係が成立していたとしても、本件各決定に係る確定保険料及び一般拠出金については、いずれにせよ納付すべきものとなっていたものである。そして、追徴金の徴収については、労働保険料徴収法21条1項ただし書の規定により、「天災その他やむを得ない理由」がある場合に限り例外が認められるにすぎず、ここでいう「天災その他やむを得ない理由」とは、地震、火災、洪水、暴風雨等不可抗力的な出来事及びこれに類する真にやむを得ない客観的な事故をいうとされる（一般財団法人労務行政研究所編「改訂15版労働保険徴収法」410頁参照）ところ、一件記録を参照しても、本件において上記の例外の場合に該当すると認められるに足りる事実の存在を裏付ける証拠書類は見当たらない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (6) 上記(1)から(5)までで検討したところによると、本件各決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

- (1) 本件では、審理員及び審査庁が、本件被災労働者が労働者に該当すると判断しているにもかかわらず、処分庁が決定した確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額が適正であるか否かについて検討した形跡がうかがわれないう。これについて、審査庁に照会したところ、本件は確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額について争点となっていないため審理員において検討しなかったとの回答であった（本件事務連絡・記5の回答）。

しかし、審理手続においては、処分全体の違法性又は不当性を検討する必要があるところ、労働者に該当すると判断した以上、確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額が適正であるか否かも検討しなければならないから、本件の審理は、審理員及び審査庁が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

- (2) 処分庁が審査請求人に対して本件各決定を行ったことを通知した書面には、本件各決定のうち、追徴金を徴収する決定に係る根拠法令及び条項（労働保険料徴収法21条1項）が記載されていない。このため、当該決定に係る具体的な法令上の根拠を了知できず、求められる理由の提示として十分とはいえない。

今後は、処分庁は、不利益処分のお知らせに当たっては、具体的な根拠法令及び条項を記載するよう、理由の提示内容を改善する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美

別紙 処分庁の決定した確定保険料、追徴金及び一般拠出金の額の適正性に係る審査庁の回答

(注) 本別紙の記載内容は、審査庁より示された回答（本件事務連絡・記5の回答）を引用したものであり、本別紙における「徴収法」は労働保険料徴収法を、「徴収法施行規則」は労働保険料徴収法施行規則を指す（なお、石綿救済法については、改めて略称を設ける旨の記述がある。）。

徴収法第2条第4項は、「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までと規定しています。徴収法第11条第1項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とすると規定し、徴収法第11条第2項は、「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額と規定しています。徴収法施行規則第11条第2号は、「保険料算定基礎額」は徴収法第11条第1項の賃金総額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいうと規定しています。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までに審査請求人から労働者に支払われた賃金総額は、それぞれ4,333,900円、4,400,900円となります。

一般保険料に係る保険料率に関して、労災保険率については、徴収法施行規則第16条第1項により、別表第1において規定されています。また、徴収法施行規則別表第1で定める事業の種類の詳細は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める等の件」（昭和47年労働省告示第16号）において規定されています。審査請求人は、徴収法施行規則別表第1により、事業の種類が「その他の事業」で、事業の種類が「小売業」に該当し、労災保険率は1,000分の3となります。

審査請求人に適用される令和4年度及び令和5年度の雇用保険率について、徴収法第12条第4項各号のいずれにも該当しないことから、令和4年4月1日～9月30日における雇用保険率は1,000分の9.5、令和4年10月1日～令和5年3月31日における雇用保険率は1,000分の13.5となります。令和5年度の雇用保険率は1,000分の15.5となります。

令和4年度の一般保険料は、令和4年4月1日～9月30日までの算定基礎賃金額2,191,000円に労災保険率1,000分の3を乗じた6,573円、令和4年10月1日～令和5年3月31日までの算定基礎賃金額2,142,000円に労災保険率1,000分の3を乗じた6,426円となります。雇用保険分に関して、雇用保険の対象となる労

働者に対して令和4年10月1日～令和5年3月31日までに支払われた算定基礎賃金額2,118,000円に雇用保険率1,000分の9.5を乗じた20,121円、令和4年10月1日～令和5年3月31日までの算定基礎賃金額2,069,000円に1,000分の13.5を乗じた27,931.5円となります。これらを合計すると48,052.5円となります。これらの労災保険料、雇用保険料を合算した61,051円が令和4年度確定保険料となる。令和5年度の一般保険料について、労災保険料は4,400,000円に1,000分の3を乗じた13,200円、雇用保険料は4,254,000円に1,000分の15.5を乗じた65,937円となります。令和5年度確定保険料は労災保険料、雇用保険料を合計した79,137円となります。

追徴金について、徴収法第21条第1項は、納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定しています。本件における追徴金の額は、徴収法第21条第1項により1,000円未満を切り捨て、令和4年度については、61,000円に100分の10を乗じた6,100円、令和5年度については、79,000円に100分の10を乗じた7,900円となります。

一般拠出金については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）第37条第1項により、徴収法10条第2項第1号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額と規定されています。また、石綿救済法第38条において、徴収法を準用しています。一般拠出金率については、「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率」（平成18年環境省告示第150号）により、平成26年4月1日以降1,000分の0.02となります。したがって、令和4年度の一般拠出金は、4,333,000円に1,000分の0.02を乗じた86円、令和5年度の一般拠出金は、4,400,000円に1,000分の0.02を乗じた88円となります。